2　競争参加資格
⑴　第１号２⑴①に同じ。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　第１号２⑴④に同じ。
⑸　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。
㋐
１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設　事務所・庁舎
ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物
ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「２．延べ面積」以上ある建物
ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の延べ面積が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物
２．延べ面積　15,000㎡以上
３．階　　数　地上11階以上
４．工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）電灯設備
ｂ）火災報知設備
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。
㋑
１．建物用途　㋐１．に同じ。
２．延べ面積　5,000㎡以上
３．工事種目　電灯設備
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　第１号２⑴⑥に同じ。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
１．建物用途　⑸㋐１．に同じ
２．延べ面積　⑸㋐２．に同じ
３．階　　数　⑸㋐３．に同じ
４．工事種目　電灯設備
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記工事経験を有していること。
③　第１号２⑵③に同じ。
⑻～⑼　第１号２⑴⑦、⑧に同じ。
⑽　第１号２⑶に同じ。
⑾　第１号２⑴⑨に同じ。
3　総合評価に関する事項
⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。
⑵　総合評価の方法
①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「保守の効率化及び設備機器更新時等の施工が容易になる提案」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）
⑤　②㋐の「保守の効率化及び設備機器更新時等の施工が容易になる提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑷　⑵②㋐「保守の効率化及び設備機器更新時等の施工が容易になる提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。
4　入札手続等
⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ。
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。
①～③　第１号４⑸①～③に同じ。
開札は、平成25年２月６日14時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
5　その他
⑴～⑮、⑰、⑱　第１号５⑴～⑮、⑰、⑱に同じ。
⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
6　Summary
⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Electric construction work of the Maebashi National government building (tentative name).

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年11月１日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　橋場　克司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　能越道　城山高架橋上部その２工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　石川県七尾市古城町地先
⑷　工事内容
工事延長　Ｌ＝346m
工場製作工（検査路）１式
ＰＣ片持箱桁製作工　１式
支承工　10個
架設工（片持架設）４基
支保工　6,890空㎥
落橋防止装置工　１組